

## 小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて

平成27年春期部会

建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする「土地に自立して設置する小規模な倉庫」の「小規模」の取扱いについては10㎡を上限として考える。

※今後J C B Aの動向を注視し、動きがあれば再考する。

なお、平成27年2月27日 国住指第4544号（技術的助言）で掲げている下記の条件を満たすことは当然とする。

- ①土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）
- ②外部から荷物の出し入れを行うことができる
- ③内部に人が立ち入らないもの

